

<物 件>

「国民健康保険料決定通知書および封筒」仕様書

1	物件名称	国民健康保険料決定通知書および封筒 (通知書、封筒)
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は は予定数量)	別紙のとおり
5	納入期限	令和2年3月31日 ただし、各種1,000枚(封筒2、封筒4を除く)を令和2年2月28日までに納入すること。 この1,000枚は納付物の枚数に含みます。
6	納入場所	福祉部健康保険課
7	特記事項	原稿については契約後にExcel形式で最新のものを渡す。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	入札前に帳票の提供及び閲覧が可能である。 その他この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 組織改正に伴う連絡先の記載の変更あり。
11	連絡先	健康保険課保険料係 堀 046-822-8233(直通)

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

## 購入物件内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物品 指定の有無	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	国民健康保険料決定 通知書1(月例)	特記仕様書のとおり	無	枚	35,000		
2	国民健康保険料決定 通知書2(当初)	特記仕様書のとおり	無	枚	75,000		
3	封筒1(決通用 区内)	特記仕様書のとおり	無	枚	105,000		
4	封筒2(決通用 後納)	特記仕様書のとおり	無	枚	5,000		
5	封筒3(督促用 区内)	特記仕様書のとおり	無	枚	102,000		
6	封筒4(督促用 後納)	特記仕様書のとおり	無	枚	8,000		

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

# 国民健康保険料決定通知書および封筒 特記仕様書

## 1、通知書

### ①通知書の仕様

通知書の仕様は、下表のとおりです。

サイズ	11.5インチ×420mm
用紙等 (通知4)	上質紙70kg 1色刷り
加工等	中央に縦ミシン目、スプロケットホール

### ②通知書の枚数

通知書の種類ごとの枚数は、下表のとおりです。

通知書の種類	全体の大きさ	枚数	使用時期	備考
通知1	横420mm 縦11.5インチ	35,000枚	R2,4~R3,5	
通知2	横420mm 縦11.5インチ	75,000枚	R2,6	

### ③原稿の受け渡し

- 原稿は、契約後にExcel形式の最新のデータを、市が納入業者に渡すものとする。
- 公印の印影は、別途、配布したものをを使用すること。

### ④校正

- 本印刷を行う前に校正(最大3回)を行うこと。  
なお、通知書の記載内容は、国民健康保険法の改正等により、本仕様書と異なる場合があります。

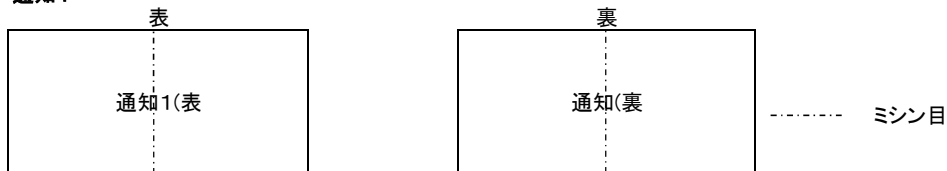
### ⑤納品

- 納品は、下記の通知書の種類ごとに通知書をビニールで梱包し、ダンボール箱に詰めること。
- 納品するダンボール箱には、ラベルを貼り、そのラベルに上記②の通知書の種類ごとに通し番号と用紙枚数を記入すること。
- 1箱あたりの梱包枚数は、下表のとおりとすること。

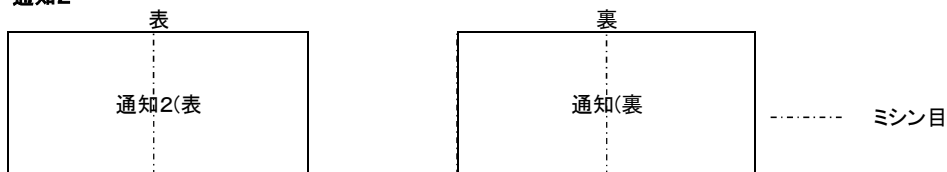
通知書の種類	1箱あたりの梱包枚数
通知1	1500~2000通
通知2	1500~2000通

### ⑥通知書の用紙枚数及び配置パターン

#### 通知1



#### 通知2



## 2、封筒

### ①封筒の仕様

封筒の仕様は、下表のとおりです。

サイズ	22.4cm×12.0cm
用紙等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙が配合されていること。</li> <li>・1色刷りで、裏地紋を入れること。</li> <li>・紙質 プラ窓専用紙：片艶晒(かたつやさらし)使用。紙厚55kg</li> <li>・用紙は55kg相当のプラ窓用原紙を使用し、通知書を封入した状態での郵送に耐えられること。</li> </ul>
加工等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・封筒にプラ窓をつけること。(プラ窓のサイズ及び位置は下表のとおり。)</li> <li>・プラ窓は、カスタマーバーコードの読み込みに支障がない状態とすること。</li> <li>・長い方の辺から封入できるようにし、のりしろ部分にアラビアのりを付けること。ペロサイズ 3.4cm</li> <li>・「区内特別」または「料金後納」のマーク、市役所の連絡先、封入物名等を市が指定する位置に印刷すること。</li> <li>・封筒の形状は、内カマス貼とすること。</li> </ul>

### ②封筒の枚数とプラ窓の仕様

種類	枚数	プラ窓のサイズ	プラ窓の位置	備考
封筒1(決通) (区内特別)	105,000枚	横 12.0cm 縦 7.0cm	左辺より1.0cm 右辺より9.4cm 上辺より1.5cm 下辺より3.5cm	
封筒2(決通) (料金後納)	5,000枚	横 12.0cm 縦 7.0cm	左辺より1.0cm 右辺より9.4cm 上辺より1.5cm 下辺より3.5cm	
封筒3(督促) (区内特別)	102,000枚	横 9.1cm 縦 6.8cm	左辺より2.2cm 右辺より11.1cm 上辺より1.3cm 下辺より3.9cm	
封筒4(督促) (料金後納)	8,000枚	横 9.1cm 縦 6.8cm	左辺より2.2cm 右辺より11.1cm 上辺より1.3cm 下辺より3.9cm	

### ③原稿の受け渡し

- ・原稿は、契約後にExcel形式のデータを、市が納入業者に渡すものとする。

### ④校正

- ・本印刷を行う前に、校正(最大3回)を行うこと。

### ⑤納品

- ・納品する際は、封筒の種類ごとに分けて梱包すること。
- ・封筒の「のりしろ部分」を折った状態で納品すること。
- ・ダンボール一箱あたりの枚数は、1,000枚とすること。
- ・ダンボールに、封筒の種類と枚数を記載したラベルを貼ること。

## 3、その他

### ①入札前の見本の掲示

- ・見本は、契約課カウンター前の机に掲示します。

加入者の内訳 (単位:円)

加入者氏名	賦課対象月													所得金額	医療保険分 個人相当額	後期高齢者 支援金等 個人相当額	介護納付金 個人相当額	合計額		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
合計額																				

凡例		
◎	医療保険分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分が賦課される月(40歳以上65歳未満の月)	個人相当額は個人の所得金額から計算された所得割額と均等割額と平等割額の合計金額です。
○	医療保険分と後期高齢者支援金等分が賦課される月(40歳未満または65歳以上75歳未満の月)	
×	国民健康保険料が賦課されない月(国民健康保険に加入していない月または資格が喪失した月)	

### 年金からの特別徴収について

特別徴収対象被保険者

年金種別	
徴収義務者	

○特別徴収(年金からの天引き)とは  
特別徴収の対象条件にあてはまる世帯は、世帯主の特別徴収対象年金から保険料が天引きになります。

○納付方法の変更について  
特別徴収決定後、口座振替に変更をご希望の場合は、口座振替のお申し込みが必要です。

### 被保険者証、保険給付等について

○「国民健康保険高齢受給者証」について  
被保険者が70歳になると誕生日が1日の人……その月から誕生日が2日以降の人…翌月から使用する負担割合を記載した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を該当月の前月末までにお送りします。負担割合は「2割」又は「3割」と表示されます。これについては、世帯の国民健康保険に加入している70歳以上の人の市民税課税所得金額(8月～12月までは前年、1月～7月までは前々年の金額)により判定します。

よって、負担割合の判定に用いる市民税課税所得金額の年度が毎年8月に切り替わるため、年度切り替えの再判定に伴い、7月末までに新しい負担割合の証を交付いたします。

○「国民健康保険限度額適用認定証」及び「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」について  
国民健康保険加入者全員の収入申告がされている世帯で、対象となる人(※)が上記の交付申請をすると、認定証が交付されます。この証を提示すると、医療機関などの窓口で支払う一部負担金が限度額までとなり、更に市民税非課税世帯の人は食事療養標準負担額が減額されます。また、療養病床に入院する人は生活療養標準負担額が減額されます。

※対象となる人  
・69歳以下の人  
・70歳～74歳までの市民税非課税世帯の人  
・70歳～74歳までの負担割合が3割で市民税課税所得金額が690万円未満の人

○他保険加入・市外転出等で資格を喪失したら  
被保険者証(保険証)をお返しくください。  
そのまま使用した場合、後日、国民健康保険負担分の返還請求をいたします。新しい被保険者証(保険証)を交付される前に受診する際には医療機関等にご相談ください。

生

○仮徴収とは  
その年度の保険料額が正式に決まるまで、仮に前年度の保険料額を年金から差し引くことです。4・6・8月は仮徴収で、前年度の年間保険料に6分の1をかかけた額(100円未満切捨)が、年金支給額から天引きされます。ただし、前年度保険料を特別徴収により納付されている場合、同じ年の2月(前年度)の特別徴収額と同額になります。10・12・2月は年間保険料から仮徴収額を引いた残りを3で割った額を徴収します。また、仮徴収額は年度途中で変更になることがあります。

○特別徴収の対象条件  
特別徴収の対象となるのは次の条件4つが全てあてはまる世帯です。  
1. 世帯主が横須賀市の国民健康保険に加入している世帯  
2. 横須賀市の国民健康保険加入者が全員65歳以上である世帯  
3. 世帯主が年額18万円以上の特別徴収対象年金を受給していること  
4. 介護保険料+国民健康保険料が世帯主の特別徴収対象年金の支給額の半分以下であること

※ただし、次の場合は特別徴収の対象者となりません。  
・年度内に世帯主が75歳になる場合  
・口座振替により毎月の保険料が引き落とさされている場合

○年度の途中で保険料が変更になった場合  
年度の途中で保険料が増額になった場合は、特別徴収に加え、増えた分の保険料を納付書または口座振替で納付していただきます。  
年度の途中で保険料が減額になった場合は、特別徴収を中止し、納付書または口座振替で納付していただきます。  
また、保険料が変更になった理由については国民健康保険料賦課明細の「異動事由」をお読みください。

国民健康保険料の額を決定(変更)いたしましたので通知如下。

横須賀市長 印

年間保険料	変更前	決定又は変更後
	円	円

※ この通知書は 月末日までに提出された届出等に基づいて作成しています。  
※ 世帯主が国民健康保険に加入していても、同一世帯に加入している人がいれば世帯主が納付義務者となります。  
※ 下記の納付方法が「納付書払」となっている場合は、本通知書の納付書で各納期限までに納付してください。  
「口座振替」となっている場合は本通知書に表示された金融機関より各納期限に振替えされます。  
「特別徴収」となっている場合は、年金から天引きされます。「普通徴収」とは口座振替または納付書払いのことです。  
また、年度途中から納付方法が変更となる場合があります。

納付方法		
被保険者証番号		

健康保険課  
■保険料係 (保険料計算・加入脱退について) 電話(046)822-8233〔直通〕  
■収納係 (保険料の納付について) 電話(046)822-8234〔直通〕  
■給付係 (保険給付について) 電話(046)822-8232〔直通〕  
健康長寿係 (特定健診について) 電話(046)000-0000〔直通〕

### 年度(年度分) 国民健康保険料賦課計算明細

⑦=①+②+③-④-⑤-⑥

医療保険分	加入者数	均等割額①	平等割額②	所得割額③	軽減額④	減免額⑤	限度超過額⑥	合計⑦
(基礎賦課額)		1人につき1年額	1世帯につき1年額	算定総所得×	控除率		年間超過額	
変更前	人	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円
後期高齢者賦課額		1人につき1年額	1世帯につき1年額	算定総所得×	控除率		年間超過額	
変更前	人	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円
介護納付金額		1人につき1年額	1世帯につき1年額	算定総所得×	控除率		年間超過額	
変更前	人	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円

医療保険分・後期高齢者支援金等分算定総所得 円  
 介護納付金分算定総所得 = 年中総所得 - 基礎控除 1人につき最高 330,000円  
 円

異動事由

### 保険料の月割額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

保険料の納付額 変更後納付額にマイナス表示がある場合には、別途還付または充当の通知を送付します。

期別	4月	5月	6月(第1期)	7月(第2期)	8月(第3期)	9月(第4期)	10月(第5期)	11月(第6期)	12月(第7期)	1月(第8期)	2月(第9期)	3月(第10期)		
変更前	普通徴収		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	普通徴収		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	普通徴収		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
変更後納付額	普通徴収		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限														

年度仮徴収額 特別徴収の月は納期限にかかわらずその月に支払われる年金から天引きされます。

4月	6月	8月	金融機関名	本・支店名	口座種別
円	円	円			

(単位:円)

加入者の内訳

加入者氏名、賦課対象月(4-12月)、所得金額、医療保険分額、後期高齢者支援金等額、介護納付金額、合計額

凡例

- ◎ 医療保険分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分が賦課される月(40歳以上65歳未満の月)
○ 医療保険分と後期高齢者支援金等分が賦課される月(40歳未満または65歳以上75歳未満の月)
× 国民健康保険料が賦課されない月(国民健康保険に加入していない月または資格が喪失した月)

個人相当額は個人の所得金額から計算された所得割額と均等割額と平等割額の合計金額です。

年金からの特別徴収について

特別徴収対象被保険者

年金種別、徴収義務者

○特別徴収(年金からの天引き)とは
特別徴収の対象条件にあてはまる世帯は、世帯主の特別徴収対象年金から保険料が天引きになります。
○納付方法の変更について
特別徴収決定後、口座振替に変更をご希望の場合は、口座振替のお申し込みが必要です。

被保険者証、保険給付等について

○「国民健康保険高齢受給者証」について
被保険者が70歳になると
誕生日が1日の人……その月から
誕生日が2日以降の人…翌月から
使用する負担割合を記載した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を該当月の前月末までにお送りします。負担割合は「2割」又は「3割」と表示されます。
これについては、世帯の国民健康保険に加入している70歳以上の人の市民税課税所得金額(8月～12月までは前年、1月～7月までは前々年の金額)により判定します。
よって、負担割合の判定に用いる市民税課税所得金額の年度が毎年8月に切り替わるため、年度切り替えの再判定に伴い、7月末までに新しい負担割合の証を交付いたします。
○「国民健康保険限度額適用認定証」及び「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」について
国民健康保険加入者全員の収入申告がされている世帯で、対象となる人(※)が上記の交付申請をすると、認定証が交付されます。この証を提示すると、医療機関などの窓口で支払う一部負担金が限度額までとなり、更に市民税非課税世帯の人は食事療養標準負担額が減額されます。また、療養病床に入院する人は生活療養標準負担額が減額されます。
※対象となる人
・69歳以下の人
・70歳～74歳までの市民税非課税世帯の人
・70歳～74歳までの負担割合が3割で市民税課税所得金額が690万円未満の人

○他保険加入・市外転出等で資格を喪失したら
被保険者証(保険証)をお返しく下さい。そのまま使用した場合、後日、国民健康保険負担分の返還請求をいたします。新しい被保険者証(保険証)を交付される前に受診する際には医療機関等にご相談ください。

国民健康保険料の額を決定(変更)いたしましたので通知します。

横須賀市長 印

年間保険料 円

※ この通知書は 月末日までに提出された届出等に基づいて作成しています。

※ 世帯主が国民健康保険に加入していても、同一世帯に加入している人がいれば世帯主が納付義務者となります。

※下記の納付方法が「納付書払」となっている場合は、本通知書の納付書で各納期限までに納付してください。
「口座振替」となっている場合は本通知書に表示された金融機関より各納期限に振替えされます。
「特別徴収」となっている場合は、年金から天引きされます。
「普通徴収」とは口座振替または納付書払いのことです。また、年度途中から納付方法が変更となる場合があります。

納付方法

被保険者証番号

健康保険課

- 保険料係 (保険料計算・加入脱退について) 電話(046)822-8233〔直通〕
■収納係 (保険料の納付について) 電話(046)822-8234〔直通〕
■給付係 (保険給付について) 電話(046)822-8232〔直通〕
■〇〇係 (特定健診について) 電話(046)〇〇〇-〇〇〇〇〔直通〕

年度( ) 年度分( )
国民健康保険料賦課計算明細

⑦=①+②+③-④-⑤-⑥

加入者数、均等割額①、平等割額②、所得割額③、軽減額④、減免額⑤、限度超過額⑥、合計⑦

医療保険分・後期高齢者支援金等分算定総所得

円
介護納付金分算定総所得 = 円
円 年中総所得 - 基礎控除 1人につき最高 330,000円

保険料の月割額

4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月, 2月, 3月, 合計

保険料の納付額

期別, 4月, 5月, 6月(第1期), 7月(第2期), 8月(第3期), 9月(第4期), 10月(第5期), 11月(第6期), 12月(第7期), 1月(第8期), 2月(第9期), 3月(第10期), 計

年度仮徴収額

4月, 6月, 8月

特別徴収の月は納期限にかかわらずその月に支払われる年金から天引きされます。

金融機関名, 本・支店名, 口座種別

生

## ○保険料の決定

毎年6月に、その年の4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定し、通知します。決定に際しては、加入者の年齢、人数及び加入者ごとの前年中の総所得金額等を基に決定し、翌年3月まで引き続き国民健康保険に加入するものとして算定します。ただし、年度内に75歳になる人は、75歳になる月の前月まで加入するものとして算定します。

## ○保険料の納期(納付書払・口座振替の場合) ※特別徴収の場合は表面「年金からの特別徴収について」をお読みください。

保険料は1年間分を6月から翌年3月までの10回払いで納付していただきます。

(例)年間保険料が120,000円の場合の月割・納付保険料													
月割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保険料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
納期	通常、4月と5月は納付がありません。	6月(1期)	7月(2期)	8月(3期)	9月(4期)	10月(5期)	11月(6期)	12月(7期)	1月(8期)	2月(9期)	3月(10期)		
保険料		12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円

なお、昨年度以前に遡った加入や所得の更正などにより、昨年度以前の保険料が新たに発生した場合は、その保険料は1回払いで納付していただきます。口座振替の人は、今年度と昨年度以前の保険料が同日に振替される場合がありますので、残高についてはご注意ください。

関連法令：国民健康保険法第76条、国民健康保険法施行令第29条の7、横須賀市国民健康保険条例第10条から第19条まで

## ○保険料の計算のしくみ ※保険者(市区町村)によって異なります。

年間保険料は、下記のA・B・Cの合計です。

- A 医療保険分
- B 後期高齢者支援金等賦課額
- C 介護納付金賦課額(40歳以上65歳未満の人のみ)

A・B・Cは、それぞれ下記の1・2・3の合計です。

- 均等割額・・・加入者ひとりひとりにかかります。
- 平等割額・・・加入世帯、1世帯ごとにかかります。
- 所得割額・・・加入している人全員の所得に応じてかかります。前年の所得から基礎控除(最高33万円)を差し引いた額(千円未満切捨)に所得割利率を乗じて算出します。

実際の保険料計算の明細については表面「国民健康保険料賦課計算明細」を、月々の納付額については「保険料の納付額」をお読みください。

## ○保険料(所得割額)の算定対象となる所得

地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額

## ○保険料(所得割額)の算定対象とならない所得

- 市県民税が分離課税されている退職所得
- 遺族年金、障害年金などの非課税年金等
- 健康保険等の保険給付金(傷病手当金等)
- 雇用保険の失業給付金等

## ○保険料(所得割額)の算定で控除対象とならない主なもの

- 雑損失の繰越控除
- 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等

## ○保険料の減免について(申請が必要です。)

次の条件に当てはまる方は、申請により、一定期間保険料が減免される制度があります。

- 火災・震災・風水害等により、住居や家財等に相当の被害を受けたとき
- 失業・事業の休廃止、病気などで生活保護を受けるに相当するほど生活が困窮し、年間の収入見込み額が生活保護法の基準額の1.3倍以下のとき
- 被保険者が国民健康保険法第59条の規定により療養の給付の制限を受けたとき
- 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移ったために、扶養されていた65歳以上の人が国民健康保険に入ったとき

## ○保険料の軽減について(申請は不要です。)

国民健康保険加入者全員の前年の所得金額の合計が一定以下の世帯については、次のとおり(均等割、平等割のみ)軽減します。
\*所得金額の合計には、擬制世帯主の所得や専従者控除額を含みます。(擬制世帯主とは国民健康保険の加入者ではない世帯主のことです。)
65歳以上の人は年金所得から最大15万円控除して計算します。

- 7割軽減・・・前年の所得金額が、33万円以下の場合
- 5割軽減・・・前年の所得金額が、33万円＋28.5万円×被保険者数以下の場合
- 2割軽減・・・前年の所得金額が、33万円＋52万円×被保険者数以下の場合

**これらの軽減は、前年の所得申告に基づいて判定されます。確定申告、もしくは市民税・県民税の申告をしていない人で、健康保険課から国民健康保険収入金額等申告書が届いた人は提出してください。**

\*国民健康保険収入金額等申告書は税申告ではありませんので、非課税証明等の税証明が必要な人は、別途市民税課への申告が必要になります。

## ○世帯主と擬制世帯主

保険料は世帯単位で計算します。保険料の納付義務者は世帯主ですので、保険料の通知書、納付書などはすべて世帯主あてに送付します。会社などの健康保険に加入している国民健康保険に加入していない世帯主を擬制世帯主といいますが、通常の世帯主同様に納付義務を負います。(国民健康保険法第76条、横須賀市国民健康保険条例第10条)
また、擬制世帯主の所得は保険料の所得割の計算の対象にはなりません。が、保険料軽減の判定の際には対象になります。健康保険課または行政センターでの届出により、保険料の納付状況など一定の条件のもとに、世帯主を擬制世帯主から国民健康保険加入者に変更することができます。

## ○不服申し立て及び取消訴訟について

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に対して審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁判があり、なお不服があるときは、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁判を経ないで訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。
  - 処分等により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁判を経ないことについて正当な理由があるとき。

## ○

## ○

## ○保険料のしくみは年齢によって異なります

- 40歳未満の人
国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等賦課額
- 40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)
国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等賦課額＋介護納付金賦課額

\*年度の途中で40歳になる人の保険料
40歳になる月(1日が誕生日の人はその前月)分から介護納付金賦課額が賦課され、その翌月から介護納付金賦課額を合計した保険料で納付していただきます。(変更通知書を送付します。)

- 65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)
国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等賦課額
\*国民健康保険料と介護保険料は別々に納付していただきます。
**\*年度の途中で65歳になる人の保険料**
年度当初の保険料決定時に、65歳になる月の前月(1日が誕生日の人はその前々月)までの介護納付金賦課額と、医療保険分と後期高齢者支援金等賦課額の合計額を年間保険料として賦課します。納期回数で年間保険料をあらかじめ均等に割るため年度途中で保険料が変更になることはありません。

## ○保険料の納付について

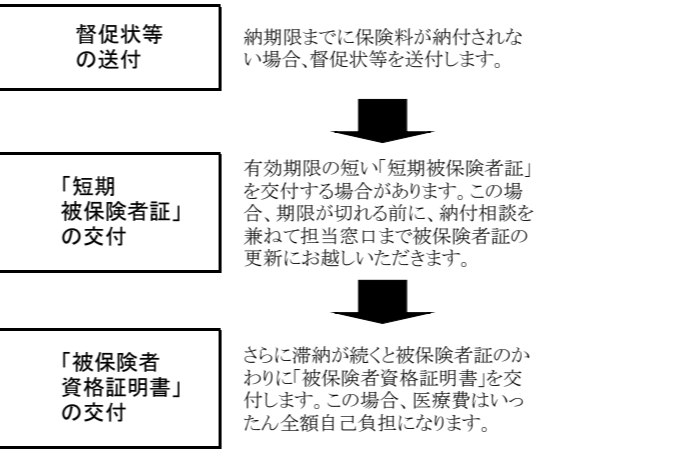
国民健康保険料の納付は、国民健康保険料決定通知書(納付書)で納期限までに本市取扱金融機関やコンビニエンスストア等に納付していただく方法(納付書払)と、みなさんが指定する口座(本市取扱金融機関のものに限ります)から毎月月末の日(月末の日が金融機関休務日の場合は、翌月の一番最初に金融機関が営業している日)に保険料を引き落とす方法(口座振替)、年齢などの要件により年金から天引きされる方法(特別徴収)があります。

## ○

## ○

## ○保険料を滞納していると

特別な理由もなく保険料を滞納している場合には、次のような措置がとられます。



## ○保険料の遡及賦課について

保険料は、資格を取得した月からかかりますが、2年以上前に遡って資格を取得したときは、最長で2年間の保険料がかかります。この場合、過年度の保険料は1回払いで納付していただきます。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

### ○保険料更正の期間制限について

- 平成27年度分以降の保険料から、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後、保険料額の更正はできません。
1 当該年度における最初の保険料の納期は、保険料の徴収方法や資格取得日等によって世帯ごとに異なります。
2 資格取得日が当該年度第1期納期限以後の世帯は、世帯の資格取得日の翌日が起算日となり、起算日から2年を経過した日以後、保険料の更正はできません。
なお、被保険者の責めに帰することのできない事由によって、社会保険等に遡及加入した場合は、2年を経過した日以後であっても保険料の更正ができることがあります。
関連法令：国民健康保険法第110条の2

## ○

## ○

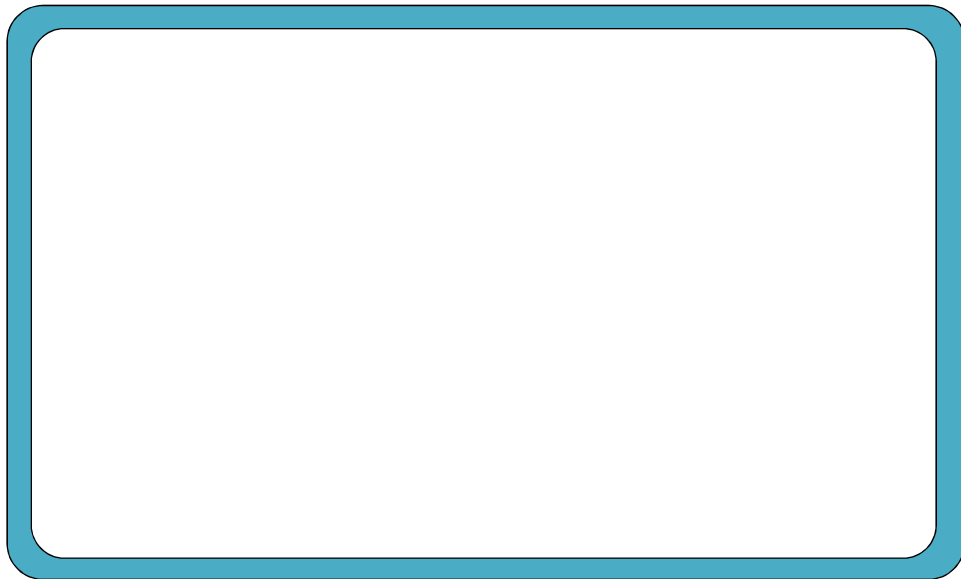
## ○便利な口座振替をおすすめします

口座振替を利用すると、毎月の納付の手間が無くなり大変便利です。現在納付書で納付されている人へ、便利な口座振替をおすすめします。
【**手続きに必要なもの**】
① 預貯金通帳
② 通帳使用の印鑑
③ 被保険者証
【**手続きできる場所**】
本市取扱金融機関(納付書裏面をお読みください。)、市役所健康保険課、行政センター、役所屋(市民サービスセンター)
◎**キャッシュカードで口座振替の申込手続きができます**
キャッシュカードを専用の端末に通し、暗証番号を入力することで、簡単に口座振替の申込をすることができます。お手続きの方法は次のとおりです。
【**対象金融機関**】横浜、スルガ、りそな、三菱UFJ、三井住友、みずほ、神奈川、ゆうちょ(郵便局)の各銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫
【**手続きに必要なもの**】

①対象金融機関のキャッシュカード(代理人カード等一部ご利用いただけないカードがあります。)②運転免許証等本人確認資料③被保険者番号が分かるもの
【**手続きできる場所**】
市役所健康保険課、会計課、行政センター(役所屋では手続きできません。)
【**手続きができる人**】口座の名義人本人様

### ◎納期限後に納付される場合

納期限後に納付される場合、納期限の翌日から納付する日までの期間について、地方自治法第231条の3の第2項の規定により横須賀市国民健康保険条例第20条の2で定められた計算方法で算出した延滞金を保険料に加えて納付していただきます。国民健康保険制度は、みなさんが納付した保険料と、国・県・市の補助金などで運営されています。ご事情があって納期限内に保険料を納付することができない場合には、納付相談にご来庁ください。現在の状況をお聞きしたうえで、一緒に納付計画を検討させていただきます。



納付書在中

口座振替および特別徴収  
のみの場合は除きます



郵便区内特別

国民健康保険料  
決定(変更)通知書在中



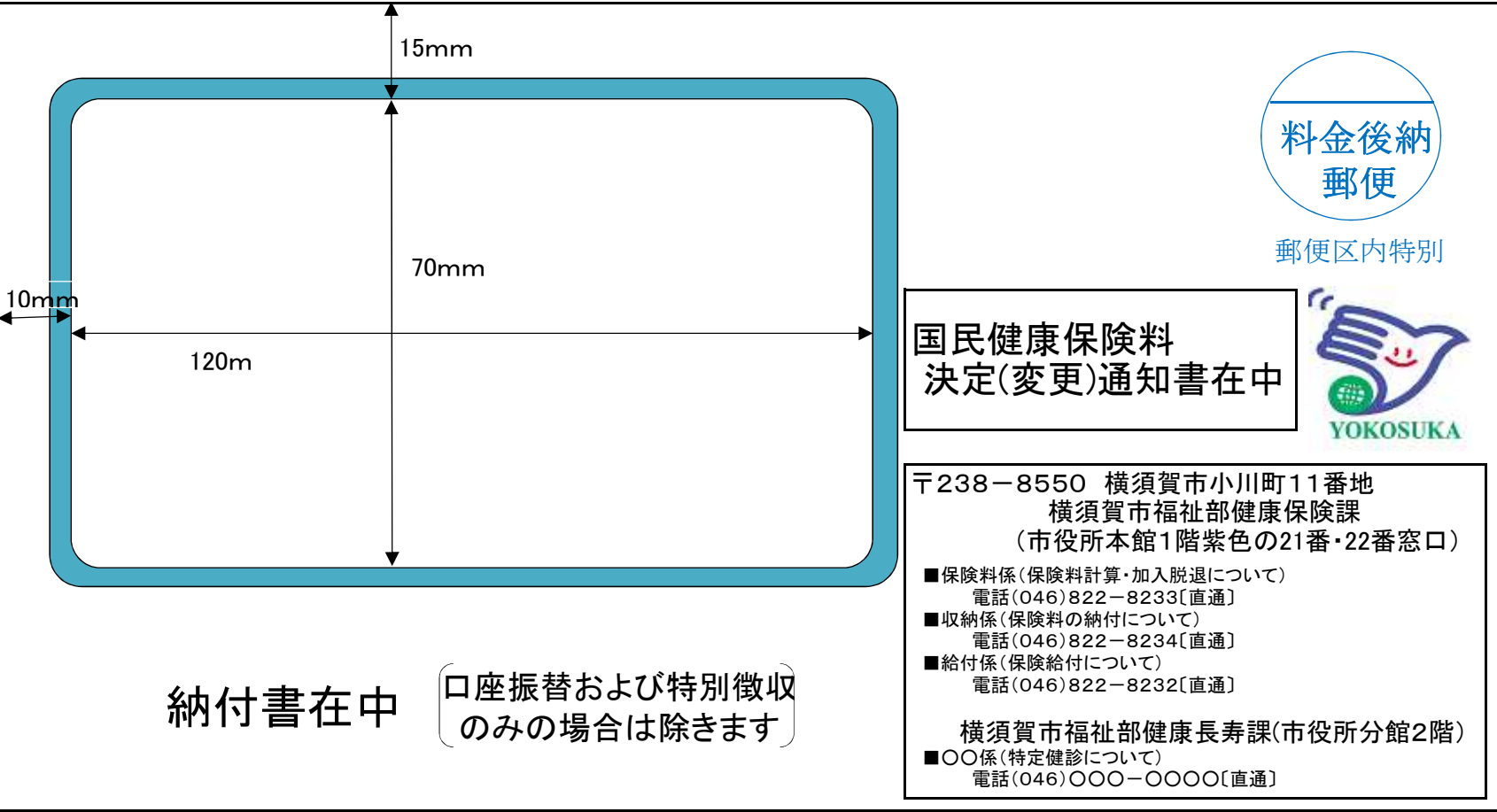
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
横須賀市福祉部健康保険課  
(市役所本館1階紫色の21番・22番窓口)

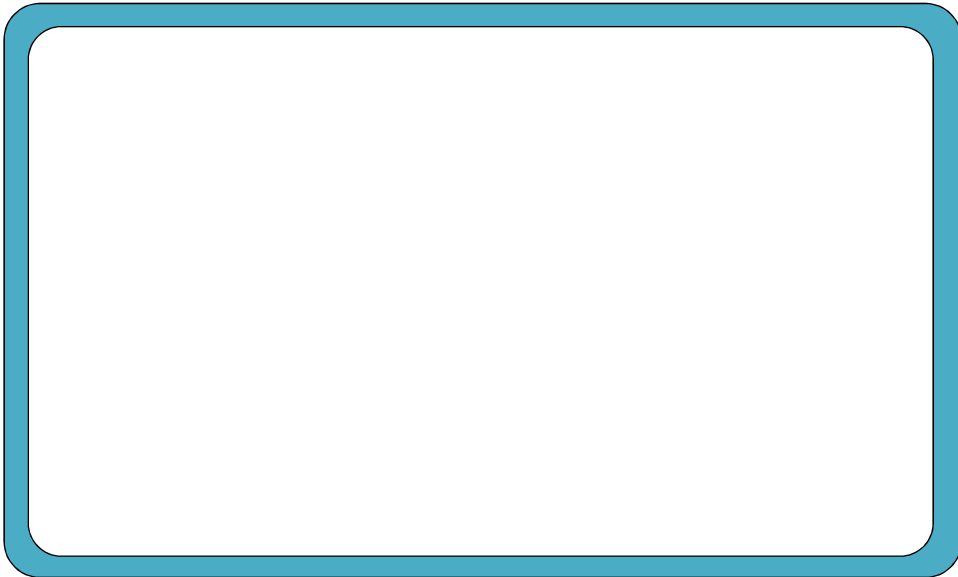
- 保険料係(保険料計算・加入脱退について)  
電話(046)822-8233[直通]
- 収納係(保険料の納付について)  
電話(046)822-8234[直通]
- 給付係(保険給付について)  
電話(046)822-8232[直通]

横須賀市福祉部健康長寿課(市役所分館2階)

- ○○係(特定健診について)  
電話(046)○○○-○○○○[直通]







料金後納  
郵便

国民健康保険料  
決定(変更)通知書在中



〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
横須賀市福祉部健康保険課  
(市役所本館1階紫色の21番・22番窓口)

- 保険料係(保険料計算・加入脱退について)  
電話(046)822-8233[直通]
- 収納係(保険料の納付について)  
電話(046)822-8234[直通]
- 給付係(保険給付について)  
電話(046)822-8232[直通]

横須賀市福祉部健康長寿課(市役所分館2階)

- 〇〇係(特定健診について)  
電話(046)〇〇〇-〇〇〇〇[直通]

納付書在中

口座振替および特別徴収  
のみの場合は除きます



**重要**

**必ず開封し内容を確認してください**

窓部分を分別しないでリサイクルできます

料金後納  
郵便

郵便区内特別

**国民健康保険のお知らせ**

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市福祉部健康保険課

収納係 電話〔直通〕(046)822-8234

封筒



郵便区内特別

国民健康保険のお知らせ

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市福祉部健康保険課

収納係 電話〔直通〕(046)822-8234

重要

必ず開封し内容を確認してください

窓部分を分別しないでリサイクルできます

13mm

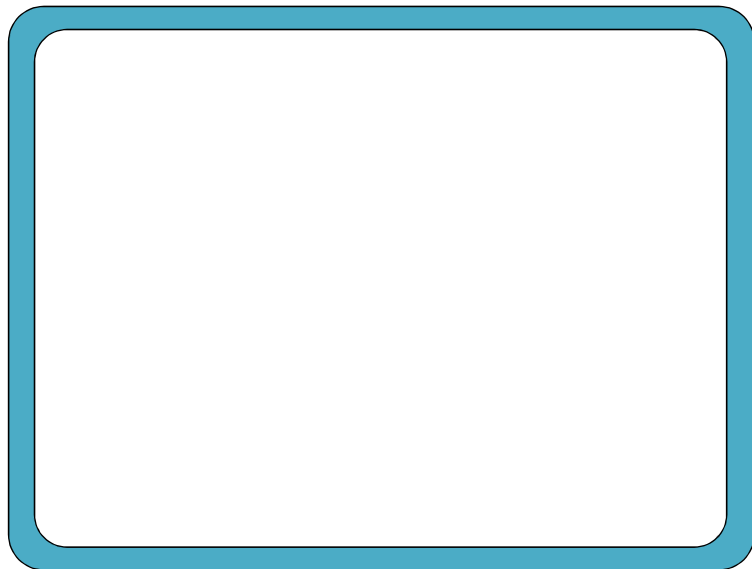
68mm

91mm

22mm

120mm

224mm



**重要**

**必ず開封し内容を確認してください**

窓部分を分別しないでリサイクルできます

料金後納  
郵便

**国民健康保険のお知らせ**

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

**横須賀市福祉部健康保険課**

収納係 電話〔直通〕(046)822-8234